

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ベースのソルベンシー・マージン比率) ＜2025年度末＞

- 1 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額
- 2 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項
- 3 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項
- 4 経済価値ベースのバランスシートに関する事項
- 5 外国証券の種類別差異調整に関する事項
- 6 保険負債の商品別差異調整に関する事項
- 7 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項
- 8 ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項
- 9 ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

■単体ベースのソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力(ソルベンシー・マージン)を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \text{適格資本} \div \text{所要資本} \times 100$$

この比率が100%以上あれば、必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2025年度決算期から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

(本制度の適用は2025年度末からであるため、2024年度末以前の数値は開示しておりません。)

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層(Tier)に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

当社は、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)および第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)ならびに令和7年金融庁告示第74号等の規定に基づき、単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出しています。単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

1 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位:百万円、%)

要約(単体ベース)			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度末	2025年度末	増減
適格資本の額(A)	—	3,795,090	—
所要資本の額(B)	—	2,097,923	—
ソルベンシー・マージン比率((A)/(B))	—	180.8%	—

2 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

適格資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
Tier1適格資本の額((B)-(C))(A)	—	3,304,718
Tier1適格資本に係る基礎項目の額(B)	—	3,561,858
算入制限のないTier1資本調達手段の額	—	167,500
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	—	3,394,358
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	—	1,540,648
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額	—	167,500
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	—	984,115
その他の拠出金等の額	—	—
経済価値ベースの調整額	—	702,094
Tier1適格資本に係る調整項目の額(C)	—	257,139
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	—	214,050
繰延税金資産の額	—	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	—	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額	—	—
不適格再保険資産の額	—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	—	43,089
Tier2適格資本の額((E)-(F)-(G))(D)	—	490,371
Tier2適格資本に係る基礎項目の額(E)	—	490,371
Tier2資本調達手段の額	—	427,000
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	—	—
払込みTier2資本調達手段の額	—	427,000
払込未済のTier2資本調達手段の額	—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	—	63,371
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	—	43,089
Tier2バスケット(上限適用後)の額	—	20,282
Tier2適格資本に係る調整項目の額(F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	—	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額	—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額(G)	—	—
適格資本の額((A)+(D))	—	3,795,090

3 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	—	51,899
損害保険リスクの額 (B)	—	326,845
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	65,286
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	147,946
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	162,476
その他保険に係るリスクの額	—	24,899
巨大災害リスクの額 (C)	—	444,548
巨大自然災害リスクの額	—	444,501
日本における地震に係るリスクの額	—	116,477
日本における風水災に係るリスクの額	—	420,985
日本における雪災に係るリスクの額	—	77,036
外国における巨大自然災害リスクの額	—	29,176
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	6,436
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額 (D)	—	2,332,860
金利リスクの額	—	13,819
スプレッドリスクの額	—	9,809
株式リスクの額	—	1,912,870
不動産リスクの額	—	139,876
為替リスクの額	—	760,411
資産集中リスクの額	—	290,345
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額 (E)	—	77,728
オペレーショナル・リスクの額 (F)	—	69,644
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—	—
分散効果の額 (H)	—	602,801
所要資本の額 (税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)−(H)) (I)	—	2,700,725
所要資本の税効果の額 (J)	—	602,802
所要資本の額(税効果考慮後) (I)−(J)	—	2,097,923

(注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

2. 生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

4 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(2025年度末)

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベース の額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベース の額(イ+ ロ +ハ)
資産の部				
総資産	7,438,271	217,066	660,146	8,315,484
現金及び預貯金	189,986	2,431	—	192,418
コールローン	115,000	193	—	115,193
買現先勘定	116,879	—	—	116,879
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	18,584	—	—	18,584
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	1,633	△1,633	—	—
有価証券	5,602,461	11,784	567,174	6,181,419
国債	444,521	—	—	444,521
地方債	4,609	—	—	4,609
社債	399,282	—	—	399,282
株式	1,306,668	110,935	159,958	1,577,562
外国証券	3,141,807	63,054	407,215	3,612,077
その他の証券	305,572	△162,205	—	143,366
貸付金	392,897	△2,516	549	390,931
有形固定資産	227,390	524	192,554	420,469
土地	76,844	524	192,554	269,924
建物	116,975	—	—	116,975
リース資産	7,309	—	—	7,309
建設仮勘定	2,734	—	—	2,734
その他の有形固定資産	23,526	—	—	23,526
無形固定資産	214,574	△524	—	214,050
ソフトウェア	177,335	25,487	—	202,822
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	37,239	△26,011	—	11,228
前払年金費用	835	—	△835	—
繰延税金資産	19,360	—	△19,360	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—
貸倒引当金	△2,516	2,516	—	—
投資損失引当金	△2,191	—	—	△2,191
その他資産	543,375	—	—	543,375
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額	—	204,290	△79,936	124,354

負債の部				
総負債	5,399,204	△603,631	△41,947	4,753,625
保険負債(保険契約準備金)	4,376,747	△955,345	△561,615	2,859,786
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	3,669,525			2,785,184
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				74,602
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	707,222	△707,222	—	—
非保険負債	1,022,456	351,714	519,667	1,893,838
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	—	—	—	—
その他の準備金	—	452,413	—	452,413
短期社債	—	—	—	—
社債	527,000	—	△5,985	521,015
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	47,825	—	△44,250	3,575
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	15,905	—	—	15,905
価格変動準備金	113,474	△113,474	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	569,903	569,903
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	39,352	—	—	39,352
その他負債	278,898	12,775	—	291,674
純資産の部				
純資産	2,039,066	820,697	—	3,561,858
株主資本合計	1,054,950	820,697	—	1,875,648
資本金	167,500	—	—	167,500
新株式申込証拠金	—	—	—	—
資本剰余金	167,500	—	—	167,500
利益剰余金	719,950	—	—	719,950
規制上の準備金		820,697	—	820,697
(一)自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	984,115	—	—	984,115
その他有価証券評価差額金	983,770	—	—	983,770
繰延ヘッジ損益	345	—	—	345
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				702,094

(注) 1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 継続企業の前提

該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下の通りです。

ア. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない市場価格のない株式等についても時価に評価替えをしています。ただし、外国通貨建ての子会社株式および関連会社株式を除く子会社株式および関連会社株式は、貸借対照表計上額により評価しています。外国通貨建ての子会社株式の額および関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートをを用いて日本円に換算した額に評価替えをしています。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産および取引に基づき計上(以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えをしています。

また、市場価格のない株式等および組合等への出資の時価評価についてはマルチプル法などの適切な評価技法により時価評価を行っております。

イ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

ただし、一部の再保険回収額については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリテ原則を適用し、簡便的に国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます)のPAAを適用して計測した計上額としております。

ウ. 不動産および借地権

不動産および借地権の額について、時価に評価替えをしています。

エ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算(または減算)しております。

② 当社は、資産の評価において、3(1)①イ.再保険を付した保険契約の再保険回収額に記載のとおり、再保険回収額についてはプロポーショナルリテ原則を適用しています。プロポーショナルリテ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションは考慮しておりません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

(2) 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

ア. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

(ア) 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

(イ) 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類および経過年度別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

(ウ) 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しますが、当社においては全て一般バケットに分類しています。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
JPY	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%
USD	一般バケット	4.404%	4.829%	5.291%	5.556%

(エ) MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

イ. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えにあたっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は貸借対照表計上額により計上しています。

ウ. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算(または減算)しております。

- ② 当社は、負債の評価において、現在推計の一部について、原則的な取扱いは将来キャッシュ・フローを見積る方法であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーシヨナリティ原則を適用し、簡便的にIFRSのPAAを適用して計測した計上額としております。プロポーシヨナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

- ③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションは考慮していません。

- ④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報および現実的な仮定に基づくものとし、保守的または楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率および契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積り

(1) 経済価値ベースの保険負債および再保険回収額

① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

(単位:百万円)

項目	金額
現在推計	2,785,184
再保険回収額	124,354
MOCE	74,602

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記3.(1)資産の評価方法および3.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債は、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計およびMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記3.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

(ア) 損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

(イ) 割引率に関する前提

ウ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの会計上の見積りの変更

(ア) 当該会計上の見積りの変更の内容

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(イ) 当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(ウ) 当該会計上の見積りが翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6. 重要な後発事象

(1) 多額な資金の借入

当社は、2026年3月27日開催の取締役会決議に基づき、劣後ローン契約を2026年4月22日に締結し、同日に借入を実行しました。

借入先	SOMPOホールディングス株式会社
借入金額	206,453百万円
適用利率	年3.2525%
契約締結日	2026年4月22日
借入実行日	2026年4月22日
弁済期日	2036年4月22日
担保・補償	なし
資金の使途	事業運営上の資金需要(運転資金含む)に充当
劣後特約	本劣後ローン契約は、清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続開始の決定があった場合、または日本法によらないこれらに準ずる手続が外国において行われる場合において劣後性を有する。 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
期限前弁済	資本事由、税務事由または資本性変更事由が発生し、かつこれらの事由が継続している場合には、その時点において適用のある監督規制や資本規制上の要件を遵守することを条件として、期限前弁済しようとする日までの経過利息を付して、残存する本貸付金の元本の全部(一部は不可)を、未払残高の支払とともに期限前弁済することができる。

(2) 社債の期限前償還

当社は、償還条項に基づき、以下の社債について全額の早期償還を行いました。

① 第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

発行日	2016年8月8日
期限前償還期日	2026年8月8日 (ただし、2026年8月8日が銀行休業日にあたるため、前営業日である2026年8月7日にお支払いする。)
期限前償還総額	100,000百万円
期限前償還金額	各社債の金額100円につき金100円
償還要件の充足の有無	本社債の社債要項第8項第(1)号に定義される償還要件の全部を充足している。

② 第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

発行日	2016年8月8日
期限前償還期日	2026年8月8日 (ただし、2026年8月8日が銀行休業日にあたるため、前営業日である2026年8月7日にお支払いする。)
期限前償還総額	100,000百万円
期限前償還金額	各社債の金額100円につき金100円
償還要件の充足の有無	本社債の社債要項第8項第(1)号に定義される償還要件の全部を充足している。

5 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位: 百万円)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	3,141,807	63,054	407,215	3,612,077
国債	261,050	213	—	261,263
地方債	45,969	—	—	45,969
社債	32,484	234,334	—	266,818
株式	1,502,290	159,636	397,774	2,059,701
その他	1,300,011	△331,128	9,441	978,324

(注) 表に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

6 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位:百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項目	イ 財務会計 ベースの額	ロ 再保険の グロスアップ	ハ 非経済前提 の更新	ニ 経済前提の 更新	ホ その他	ヘ 経済価値ベ ースの額(MOCE の額を除く)
保険負債	3,669,525	204,290	△573,920	△97,539	△417,171	2,785,184
生命保険契約等	987,631	—	△60,476	△35,005	—	892,150
損害保険契約等	2,681,893	204,290	△513,444	△62,533	△417,171	1,893,034
未経過責任に係る保険負債	1,689,646	116,632	△513,444	△31,748	△394,408	866,678
財物保険類似	768,940	52,793	△249,057	△26,049	—	546,627
自動車保険類似	339,304	63	△130,628	△3,536	—	205,201
賠償責任保険類似	116,713	43,968	△84,610	△1,800	—	74,271
不動産ローン保証保険	519	35	△554	—	—	—
信用保険	9,990	7,330	△9,751	△138	—	7,431
その他保険	454,177	12,440	△38,841	△223	△394,408	33,145
既経過責任に係る保険負債	992,246	87,658	—	△30,785	△22,763	1,026,356
財物保険類似	255,258	43,265	—	△6,733	4,038	295,828
自動車保険類似	426,903	267	—	△12,170	22,116	437,116
賠償責任保険類似	189,462	27,276	—	△10,406	6,103	212,436
不動産ローン保証保険	△748	—	—	—	748	—
信用保険	1,261	471	—	△22	△1,157	553
その他保険	120,107	16,377	—	△1,452	△54,611	80,420
再保険回収額	—	204,290	△76,393	△3,167	△374	124,354
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	204,290	△76,393	△3,167	△374	124,354
未経過責任に係る保険負債	—	116,632	△76,393	△469	—	39,768
財物保険類似	—	52,793	△27,350	△60	—	25,383
自動車保険類似	—	63	△3	△0	—	59
賠償責任保険類似	—	43,968	△32,301	△334	—	11,332
不動産ローン保証保険	—	35	△35	—	—	—
信用保険	—	7,330	△5,864	△41	—	1,424
その他保険	—	12,440	△10,838	△33	—	1,569
既経過責任に係る保険負債	—	87,658	—	△2,697	△374	84,585
財物保険類似	—	43,265	—	△1,048	△283	41,933
自動車保険類似	—	267	—	△8	△0	257
賠償責任保険類似	—	27,276	—	△1,328	△19	25,929
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	471	—	△10	△48	411
その他保険	—	16,377	—	△301	△24	16,052

(注) 生命保険契約等に係る保険負債の額および再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の内訳である各項の記載を省略しています。

7 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(2025年度末)

(単位:百万円)

感応度分析(単体ベース)								
項目	イ 当期末の 数値	ロ 円金利50 ベース・ ポイント 上昇	ハ 円金利50 ベース・ ポイント 下降	ニ 米ドル金利 50ベース ・ポイント 上昇	ホ 米ドル金利 50ベース ・ポイント 下降	ヘ 円金利 UFR50ベ ース・ポイ ント下降	ト 株式・不動 産10% 下落	チ 為替10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	180.8%	+0.8%	△0.8%	△0.2%	+0.3%	—	△3.4%	+2.5%
適格資本の額	3,795,090	+13,715	△15,245	△7,360	+7,785	△884	△384,292	△187,749
総資産	8,315,484	△29,875	+31,241	△10,719	+11,319	△9	△532,999	△324,663
保険負債の額(MOCEを除く)	2,785,184	△43,518	+46,385	△509	+518	+836	—	△13,870
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	74,602	△3,620	+4,183	△2	+2	+379	—	△35
非保険負債の額	1,893,838	+3,547	△4,083	△2,848	+3,012	△342	△148,706	△123,008
純資産の額	3,561,858	+13,715	△15,245	△7,360	+7,785	△884	△384,292	△187,749
所要資本の額	2,097,923	△1,104	+1,282	△1,578	+1,715	+39	△175,826	△129,984
市場リスクの額	2,332,860	+176	△111	△2,067	+2,247	△30	△233,440	△171,532

(注) 1. ロ～チの数値は、イの数値との差額を記載しています。

2. 生命保険リスクの額の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

8 ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

- (1) 現在推計の額の計算に係る前提および手法
下記については、「4.経済価値ベースのバランスシートに関する事項」の注記3.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。
 - ① 割引率
 - ② 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法
 - ③ 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容およびそれらの評価方法
- (2) 所要資本の額の計算に係る前提および手法
 - ① マネジメント・アクション
所要資本の計算において、マネジメント・アクションは考慮しておりません。
 - ② リスク削減手法
所要資本の額の計算において、再保険、デリバティブ等の金融商品によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。
- (3) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提および手法
該当事項はありません。
- (4) ソルベンシー・マージン比率の計算の重要な変更
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

9 ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門および商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しております。

検証責任者の選任は、選任のためのルールおよびプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。